

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した頸椎の傷病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、ソフトエンジニアとして就労していた平成〇年〇月〇日、機械装置の下部にもぐりパネルをはずそうとしていて首筋に痛みを感じ、2週間を経過した頃には首と背中に激痛が走るようになったため〇病院に受診し、「変形性頸椎症、頸椎症性神経根症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

発症した頸部の疾病は、発症前に不自然な姿勢での作業従事中に加わった外力によるものであり、相当因果関係が認められないとして行った監督署長の不支給決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次のとおり述べている。

(1) 本件疾病については、労働基準法施行規則に掲げられる疾病であるかどうかを検討した。請求人が述べている災害事実の申し立て及び症状経過からみて、本件疾病は、業務上の負傷に起因して発症した災害性の原因によるものとは認められない。

(2) 災害性の原因によらない疾病については、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（以下「認定基準」という。）によって検討した結果、入社時より頸部に負担のかかる業務内容は認められず、また、現場入り後も業務内容に変化は認められず、作業量、作業態様も通常業務内容の範囲内であり、過重な業務があったとはいえない。

(3) また、主治医は、MRIで脊柱管狭窄などを認めており、外傷ではないと所見し、A労災医員も、本件の症状発生時に特に頸部に外傷があったとは考え難く、加齢変化による頸椎症によるものと考えられる、と所見している。

(4) 以上のことから、本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められないため、業務上の疾病とは認められず、不支給としたものである。

4 審査官の判断

請求人は、機械装置の下部にもぐり仰向けの姿勢で、取り外した同装置の底板パネルを左側脇に置こうとして首を捻り、当初首に軽度の痛みであったのが、次第に首から背中にかけて激痛が走るようになり、受診し、本件疾病と診断された。

請求人は、ソフトウェア開発に携わり、機械調整を行うが、現場では、通常指示管理が

中心で本件のような実地の現場作業はまれで不慣れであった。

仰向けになった機械装置の下部と床面との間のすきまは狭く、しかも不安定な姿勢の状態、2、3kgの底板パネルを支えながら首を側転しているのであるから、この際には、通常の状態ではない相当程度の外力が急激に加わったことが認められる。

主治医は、MRIで脊柱管狭窄を認め外傷ではないと所見しているが、本件疾病の発症原因は、頸部側屈による神経圧迫の増強が起こったと考えられる、と所見している。

鑑定医は、「請求人のMRI像では脊柱管狭窄所見は僅かであるが、頸椎全域に椎間板症変性を認め、知覚障害を来した領域から神経根症を発症したとみられる頸椎椎間板部には軽度であるが椎間板変性が見られ、今回の作業で変性した椎間板が不安定になり発症したと考えられる」と所見し、業務と本件疾病の発症との因果関係を肯定している。

これらの医証から、頸椎の椎間板変性は認められているが、いずれもその程度は軽度である。一方で発症の契機に不自然な作業姿勢により急激な外力が加わったことが認められるため請求人の発症は、加齢変化によるものというより、本件災害により、既存の頸椎椎間板変性の自然経過を超えて増悪し発症したと医学的に認められる。

また、鑑定医は災害により頸椎椎間板が不安定になっても請求人のような上肢痛が主症状である場合には、3か月程度で一時的に不安定になった椎間板が安定し、症状も一定化するのが一般的であると所見している。

したがって、当該症状の急性症状が消退する時期まで労災保険の対象とするのが妥当であると認められる。

以上のことから、本件は災害と業務との因果関係は認められる。

また、労災補償の対象は急性症状が消退するまでの期間と考えられるため、災害と業務との因果関係を否定し、全ての請求期間にわたり療養補償給付を支給しない旨の監督署長の処分は妥当ではなく、これを取り消されなければならない。